

ID: 170

担当部署: 地域整備課

| | | | |
|--|-------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 使用料の減免 | | |
| 例規名 根拠条項 | 大河原町駅前コミュニティセンター条例 第13条 | | |
| 例規番号 | 平成12年条例第13号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>第13条及び大河原町駅前コミュニティセンター管理規則第7条の規定による。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第13条 町長は、特別の事由があると認める場合は、使用料のうち施設使用料について、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第13条の規定により、施設使用料を減免することができる場合及びその減免割合は、別表のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、大河原町駅前コミュニティセンターホール等使用料減免申請書(様式第6号)を第4条に規定する大河原町駅前コミュニティセンターホール等使用許可申請書と同時に町長に提出しなければならない。</p> | | | |
| 標準処理期間 | 3日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年7月5日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |